

1 議案名

徳島県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則の制定について

2 提案理由

規則の分かりやすさの向上及び規則に関する業務の効率化を図るため、縦書きの形式を採用している既存の規則の形式を左横書きに改める等の必要がある。

徳島県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則の制定について

教育政策課

1 規則制定の理由

本県の例規（条例、規則、告示、訓令等）は、国の法令と同様に縦書きを原則としているが、一部の表や様式については左横書きで作成されている。このように縦書きと左横書きが混在していることで、改正の際に左横書き部分の改め文を90度回転させる必要がある等の手間が生じている。

一方で、例規以外の公文書については左横書きを原則としていること（徳島県教育委員会公文書管理規程（令和6年徳島県教育委員会訓令第1号）第16条第2号）及び既に過半数の都道府県が例規の左横書き化を実施していることに鑑み、本県の例規についても左横書きを原則とすることで、例規を含む公文書全体の体裁を統一し、業務の効率化を図る必要がある。

【参考：徳島県教育委員会公文書管理規程】

（立案上の留意点）

第十六条 公文書の立案は、次に掲げる要領によるものとする。

二 公文書の書き方は、左横書きとすること。ただし、条例、規則、告示、訓令その他縦書きを通例とするものを除く。

また、本県の例規における用字及び用語には、古い慣例に基づく表現・表記となっているものがあり、例規の分かりづらさにつながっていることから、これを現在の慣例に基づく表現・表記に改め、本県の例規の分かりやすさを向上する必要がある。

2 規則の概要

(1) 形式の変更

既存規則の形式を縦書きから左横書き（右方を上方、上方を左方）に改める。

※既に左横書きの形式をとっている表、別表及び様式については、適用しない。

(2) 用字及び用語の整備

ア (1)に伴う必要な改正

- ・漢数字 → アラビア数字
- ・号の細分記号及び表中の細分記号の統一
- ・「上」「下」「左」「右」の表記の適正化

イ 古い慣例に基づく表現・表記の現在の慣例に基づく表現・表記への改正

- ・よう音の「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」「ヨ」
→ 「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」「ヨ」
- ・促音の「つ」「ツ」 → 「っ」「ッ」

等

3 施行期日（等）

令和8年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p> <p>担当者名 笠井陽菜</p> <p>電話番号 三二〇八</p>
<p>提案(制定)理由 規則の分かりやすさの向上及び規則に関する業務の効率化を図るため、縦書きの形式を採用している既存の規則の形式を左横書きに改める等の必要がある。</p>	<p>あらまし 一 この規則の施行の際現に公布されている徳島県教育委員会規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改めることとした。 二 一に伴う必要な用字及び用語の改正を行うこととした。 三 既存規則における用字及び用語であつて古い慣例に基づく表現及び表記が用いられているものうち主要なものについて、現在の法令における慣例に基づく表現及び表記に改めることとした。 四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。</p>
<p>関係法規 徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)</p>	<p>予算上の措置</p> <p>法令審査会 要・否</p> <p>パブリックコメント 実施・省略・対象外</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和 年 月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている徳島県教育委員会規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後規則において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存規則において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、教育長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後規則の様式に相当する既存規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。